

## 公益通報者保護法逐条解説（抜粋）

## ＜目次＞

■通報対象事実に関する記述（73～88 頁）	2
【第 2 条第 3 項（「通報対象事実」の定義）】	
1. 本項の概要	2
2. 本項の趣旨	2
3. 本項の解釈	3
（1）対象法律	3
（2）対象行為	13
■罰則に関する記述（15 頁、96～97 頁）	16
【制定の経緯】	
2. 他法令との関係	16
（4）他の個別法における通報者保護規定との関係（15 頁）	16
【第 3 条（解雇の無効）】	
2. 本条の趣旨	18
（3）罰則を設けていない理由（96～97 頁）	18

## ■通報対象事実に関する記述（73～88 頁）

### 【第2条第3項（「通報対象事実」の定義）】

#### 1. 本項の概要

本項は、本法の別表と相まって、公益通報者保護制度において保護対象となる通報の「通報対象事実」の範囲を定めるものである。

本項第1号は、対象とする通報対象事実のうち、犯罪行為の事実を定め、第2号は当該犯罪行為と関連する法令違反行為の事実を定めるものである。

#### 2. 本項の趣旨

本制度は、事業者がその社会的責任として違法行為を行わないことに資するものであるが、より直接的には、

- ・ 事業者による食品偽装事件、リコール隠し事件などが相次ぎ、これらの違法行為が国民の生命、身体、財産等に被害を及ぼす可能性があるだけでなく、国民生活に対する安心や信頼を損ない、国民生活の安定や社会経済の健全な発展を阻害していること
- ・ 事業者の違法行為によって実際に国民の生命、身体、財産等に被害が発生した場合には、その性質上、被害が広範囲に及んだり、回復しがたい被害が生じたりするなど、事後的な損害賠償請求等によっては効果的な救済とならないことが考えられるため、被害の未然防止・拡大防止の観点から違法行為を抑止していく必要性が高いこと

を踏まえ、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図ることを目的とするものである。

本制度をこのような分野について整備することについては、国民生活審議会において、真に必要な分野の制度として「国民生活にかかわる分野」について整備することとされたことに加え、総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」（平成14年12月12日）においても、「特に公益性の高い事案（国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等）」について公益通報者保護制度を検討すべきとの提言がなされていたところである。

法制定当時の国民生活審議会での議論においては、

- ・ 規制の制定は後追いになることが多く、「危害のおそれ」等を通報の対象に含めないと国民生活への被害が防止できないとの意見と、
- ・ 「法令違反行為」以外の通報を認めると、通報の対象が不明確となり、制度の運用に当たって混乱が生じるとの意見

の双方の意見があり、このような議論を踏まえて、通報の対象を「保護される通報の範

困を明確化する観点から、……規制違反や刑法犯などの法令違反とすることが考えられる。」（国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」）との結論が出された。

本項は、このような国民生活審議会等での議論も踏まえ、保護される通報の範囲を明確化する観点から、犯罪行為と法令違反行為を通報の対象としたものである。

#### ○本法制定当時の意見

##### 【参考】国民生活審議会消費者政策部会報告書

「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）  
「このような国民生活にかかわる分野での法令違反は、消費者利益を侵害する法令違反と密接な関係があり、また、被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であることから、通報の対象としてこれらの分野も含めることが望ましい。」

##### 【参考】総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申

－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革－

（平成14年12月12日）

「また、特に公益性の高い事案（国民の健康・安全にかかわる事案、環境破壊等）については、速やかに国民に周知し、被害等の未然・拡大防止を図ることが重要であることから、内部通報者等がそれを理由とした不利益を被ることのないような仕組みの構築に向け、国民生活審議会における検討を踏まえ、内閣府は所要の措置を講ずべきである。【平成15年度までに措置】」

##### 【参考】国民生活審議会消費者政策部会報告書

「21世紀型の消費者政策の在り方について」（平成15年5月28日）

「これらの通報の対象となる法令違反の範囲については、保護される通報の範囲を明確にする観点から、消費者利益の侵害、人の健康・安全への危険、環境への悪影響に関する規制違反や刑法犯などの法令違反とすることが考えられる。この場合、通報者が通報時に法令違反であると信じるに足りる相当の理由があった場合には、通報者の保護がなされるよう配慮すべきと考えられる。

この通報の範囲については、人の生命又は身体への危害は極めて重大な問題であり、これら危害のおそれがある場合には、被害の未然防止・拡大防止の観点から、法令違反の有無を問わず通報の対象に含めることとすべきとの意見があった。

また、広く消費者利益の擁護等を図る観点から、人の生命又は身体への危害に限らず財産への侵害についても、侵害の事実又はそのおそれがある場合には、通報の対象に含めることとすべきとの意見もあった。」

### 3. 本項の解釈

#### (1) 対象法律

##### ア 法の定める対象法律

前記の趣旨を踏まえ、本法は公益通報の対象となる事実が規定されている法律（これらの法律に基づく命令を含む。以下「対象法律」という。）を「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」とし、このうち代表的な以下の7法律を別表に掲げ、その他の対象法律については、政令に委ねることとしている。

- ・ 個人の生命又は身体の保護にかかわる法律の代表例として、  
刑法、食品衛生法
- ・ 消費者の利益の擁護にかかわる法律の代表例として、  
金融商品取引法、農林物資の規格化等に関する法律
- ・ 環境の保全にかかわる法律の代表例として、  
大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ その他の利益の保護にかかわる法律の代表例として、  
個人情報保護に関する法律

これは、

- ・ 対象法律については国民生活に及ぼす影響等を精査した上で定める必要があること
  - ・ 政令であれば、法律の制定・改廃等に対応した対象法律の見直しを機動的に行えること
- から、「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」を本法の別表に網羅的に掲げるのではなく、7法律以外の対象法律は政令に委任することとしたものである。

## イ 政令の定める対象法律

政令で定める対象法律は、本項が「通報対象事実」を最終的に刑罰により実効性が担保されている規定に違反する行為としていることから、まず、刑罰規定のある法律であることが前提である。

このように規定された趣旨は、最終的に刑罰によって実効性の担保を図っていない法令の規定は、構成要件が不明確なものや、当該違反行為に刑罰を科すべきとの社会的コンセンサスが現時点ではない軽微な違反行為であると考えられたためである。

その上で、対象法律とするためには、以下の①、②を共に満たす法律であることが必要である。

- ① 目的規定、事業者への規制に関する規定、罰則規定等から判断して、当該法律が「国民の生命、身体、財産その他の利益」を保護することを直接的な目的としていると考えられること かつ
- ② 違反することにより「国民の生命、身体、財産その他の利益」への被害が生じることが想定される規定（最終的に刑罰により実効性が担保されているものに限る。）を含んでいること

更に、法が掲げる「個人の生命又は身体の保護」などの「分野の例示」や刑法など「法律の例示」を踏まえて、最終的に、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成17年政令第146号）により、対象法律が確定されている。

なお、対象とすべき新法が制定されたり、対象であった法律が廃止されたりした場合などに、対象法律の追加や削除を行うこととなる。

## ウ 対象外法律

### (ア) 対象法律該当性の要件を満たさない法律

以下の法律は、上記イの①②の要件のいずれかを満たさないため対象とされていない。

- ① 専ら国家の機能にかかわる法律（国家の機能について定めることが直接的な目的）  
公職選挙法、政治資金規正法、国家公務員法、民事訴訟法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、各種税法（所得税法、法人税法、消費税法など）、地方自治法、出入国管理及び難民認定法、自衛隊法 など
- ② 専ら法人の内部管理にかかわる法律（内部管理について定めることが直接的な目的）  
独立行政法人通則法、各種独立行政法人設置法 など
- ③ 各種事業の振興や促進のための法律（振興や促進が直接的な目的）  
農業振興地域の整備に関する法律、下請中小企業振興法、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律、新都市基盤整備法 など
- ④ 上記のほか、上記イの①②の要件のいずれかを満たさない法律  
森林法施行法（森林法の円滑な施行が目的）、児童手当法（刑罰規定が国支給の手当ての不正受給に係るものしかない） など

## (イ) 対象法律該当性の要件を満たすが対象法律とされていない法律

また、法が掲げる「分野の例示」や「法律の例示」を踏まえ、たとえ上記イの①②の要件をいずれも満たす場合であっても、事業者による違反が想定されない法律や専ら社会的法益の保護にかかわる法律等は対象とはされていない。

### ① 事業者による違反が想定されない法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律 など

### ② 事業者の違法な経済活動によって被害が生じたとしても、その被害が個々人の実感できないもので、個々人の生活に及ぼす影響が小さい法律

競馬法、通貨及証券模造取締法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、河川法 など

### ③ 事業者の違法な経済活動によって被害が生じたとしても、一般的に被害者数がごく限られる法律など

深海底鉱業暫定措置法、通訳案内士法 など

## エ 廃止法等

国民の生命、身体、財産その他の利益への被害が考えられるものとして、廃止された法律又は改正された法律において廃止・改正後もなおその効力を有している廃止・改正前の法律の規定や、法律の一部改正により削除されたものなお効力を有する規定、一部改正法の附則の規定（例えば、工業標準化法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 95 号）附則第 7 条等）がある。これらについては、対象法律に含まれる法律に係るものである場合は、当該廃止された法律又は改正された法律の規定や一部改正法の附則の規定は、別表に掲げられた法律の規定として捉えるものとしている。

なお、一部改正法の附則に罰則が規定されているもののうち、

### ① 経過措置中について定めたものであって、現段階で適用される刑罰規定がないもの

② 適用される経過措置期間が限定されること等から、制度の対象とすべき必要性が低く、これを規定しようとする、かえって制度の安定性が損なわれるものについては、対象法律とはせず、対象外とされている（例えば、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 166 号）附則第 9 号等）。

○廃止された法律においてなおその効力を有している規定の例

【参考】金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）  
附 則

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止）

第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第五号）は、廃止する。

（金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律（以下「旧金融機能安定化法」という。）第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行（旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。）の業務（前条の規定の施行の際有する取得優先株式等（旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。）及び取得貸付債権（同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。）に係るものに限る。）及び当該業務に係る機構の業務については、旧金融機能安定化法（第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項、第三章、第二十八条から第三十三条まで及び第五章の規定を除く。）の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。（以下略）

○一部改正により題名が変更された法律の規定の例

【参考】貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律百十五号）

第二条 貸金業の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

貸金業法

附 則

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2（略）

○一部改正法中に規定される罰則の例

【参考】工業標準化法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十五号）

附 則

（表示の禁止等に関する経過措置）

第七条 何人も、附則第四条第一項に規定する場合を除くほか、その取り扱う鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、旧法第十九条第一項の表示を付し、又は

これと紛らわしい表示を付してはならない。

2～6（略）

7 第一項から第四項までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

8（略）

【参考】宅地建物取引業法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百六十六号）

附 則

（経過規定）

8 この法律の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいる信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、この法律の施行の日から二週間以内に、建設省令の定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

9 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二万円以下の罰金に処する。

## オ 政令及び府省令

別表に掲げる法律に基づく政令・府省令については、

- ・ 法律と政令・府省令は一つの目的の下、一体的に構成されていること
- ・ 対象法律を別表で規定した際に機械的に範囲が決まること

から、これらの政令・府省令に基づく罪については政令等に委任せず、本項で「……にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。）」とし、別表に掲げる法律の罪と同様の扱いとしている。

## カ 条例

本法では、条例に基づく違反行為は「通報対象事実」に含めていない。これは、地域によって保護される通報の範囲に差が生じることは適当ではないと考えられるためである。



## 分野ごとの具体的な対象法律の例

個人の生命・身体 の保護	刑法・特別刑法 <sup>(※1)</sup>	<u>刑法</u> 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
	商品・サービスの安全の確保にかかわる法律 <sup>(※2)</sup>	<u>食品衛生法</u> 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 消費生活用製品安全法 電気用品安全法 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 建築基準法 道路運送車両法 道路運送法 医師法
	危険物等の安全の確保にかかわる法律 <sup>(※3)</sup>	消防法 原子力災害対策特別措置法 石油パイプライン事業法 火薬類取締法 高圧ガス保安法 毒物及び劇物取締法 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 農薬取締法
	特定の属性を有する個人の生命、身体等の保護にかかわる法律 <sup>(※4)</sup>	労働安全衛生法 じん肺法 船員災害防止活動の促進に関する法律 災害対策基本法 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 児童福祉法 老人福祉法 生活保護法
消費者の	商品・サービスの提供方法の規制に関する法律 <sup>(※5)</sup>	<u>金融商品取引法</u> 不当景品類及び不当表示防止法 農林物資の規格化等に関する法律

		<p>食品表示法 計量法 割賦販売法 家庭用品品質表示法 特定商取引に関する法律 住宅の品質確保の促進等に関する法律 工業標準化法 無限連鎖講の防止に関する法律 電気事業法 ガス事業法</p>
	商品・サービスを提供する事業の規制に関する法律 <sup>(※6)</sup>	<p>貸金業法 銀行法 宅地建物取引業法 旅行業法 電気通信事業法 建設業法 商品投資に係る事業の規制に関する法律 弁護士法</p>
環境の保全	公害の防止にかかわる法律 <sup>(※7)</sup>	<p><u>大気汚染防止法</u> 悪臭防止法 振動規制法 水質汚濁防止法 騒音規制法 土壌汚染対策法</p>
	その他環境の保全にかかわる法律 <sup>(※8)</sup>	<p><u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</u> 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 自然環境保全法 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</p>
公正な競争の確保	公正な競争の確保にかかわる法律 <sup>(※9)</sup>	<p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 下請代金支払遅延等防止法 卸売市場法</p>

その他	個人情報等の保護にかかわる法律 <sup>(※10)</sup>	個人情報の保護に関する法律 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	その他消費者以外の者の利益の保護にかかわる法律 <sup>(※11)</sup>	著作権法 意匠法 特許法 商標法 実用新案法 種苗法 労働基準法 労働組合法 厚生年金保険法 国民健康保険法 会社法 破産法

- ※1 個人の生命、身体等の保護にかかわる刑法・特別刑法。
- ※2 食品、医薬品、家庭用品、建築物、自動車、電気、ガス等の商品、及び、旅客サービス、医療サービス等のサービスによる個人の生命又は身体への危害の防止にかかわる法律。
- ※3 「危険物等」とは石油類、電気、ガス類、火薬類、毒物、核燃料物質、化学兵器、放射線、農薬、車両等をいい、これらによる個人の生命又は身体への危害の防止にかかわる法律として、危険物等の取扱い、危険物等を取り扱う事業設備（貯蔵、処理に供する工作物等）、危険物等により生ずる災害の防止、危険物等の提供、危険物等を使用する際に用いる器具等にかかわる法律。
- ※4 労働者、被災者、児童等の特定の属性を有する個人の生命、身体等への危害の防止にかかわる法律。
- ※5 商品・サービスの表示、計量、取引、販売、価格、品質等を規制することで、商品・サービスを提供される者の利益の保護にかかわる法律。
- ※6 事業の開設やサービスを提供する資格に関する規制を行うことで、商品・サービスを提供される者の利益の保護にかかわる法律。
- ※7 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関する規制を行う法律。

【参考】環境基本法（平成五年法律第九十一号）  
（定義）

第二条 1・2 (略)

- 3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第十六条第一項を除き、以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（環境の保全上の支障を防止するための規制）

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二～五 (略)

2 (略)

- ※8 法令違反行為によって国民の生命、身体、財産その他の利益への被害が生じることが想定される法律のうち、公害の防止以外の環境の保全にかかわるもの。
- ※9 公正かつ自由な競争の促進その他取引の公正の確保に関する法律。
- ※10 個人情報等の保護にかかわる法律のうち、個人情報等を保護することを直接的な目的としているもの。
- ※11 知的財産権、労働基本権、年金受給権等の消費者以外の者の利益の保護にかかわる法律で、「その他」の「個人情報等の保護にかかわる法律」及び「個人の生命又は身体の保護」の「特定の属性を有する個人の生命又は身体の保護にかかわる法律」に分類されないもの。
- ※12 下線を付した法律については、本法の別表中に掲げられている。

## (2) 対象行為

### ア 趣旨

本制度における保護対象の通報とすることが考えられる事業者の違法・不当な行為としては、

- ① 犯罪行為
- ② 行政処分の対象となる違法行為
- ③ 民事法違反（公序良俗違反、不法行為、債務不履行など）
- ④ 不当な行為（各種基本法の努力義務違反など）

が考えられる。

このうち、「③ 民事法違反」や「④ 不当な行為」を公益通報の対象とすることについては、

- ・ 公序良俗違反や不法行為の範囲は抽象的なものとならざるを得ず、何が公益通報の対象となるのか、利益侵害の事実や因果関係があったのかどうか等について裁判所の判断を仰がなければならないケースが多いため、公益通報に関する予測可能性を害し、法的安定性を損なうと考えられること
- ・ 現行法で規制の対象とされず、努力義務等にとどまっている危険については、リスク評価を巡って見解が分かれ、公益通報の対象範囲が不明確になることから、対象範囲とされなかったものである。

一方、公益通報の対象を、「① 犯罪行為」のみとすることについては、本制度検討の発端となった企業不祥事において企業が違反した当時の法律の規定のうち、

- ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条（不当な表示の禁止）
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8（製造業者等が守るべき表示の基準）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第4項（保安規定遵守義務）

は直接刑罰が科される違法行為ではなく、主務大臣による命令等によりその実効性を担保しているため、このような規定に違反する事実が本制度の対象外となるという問題が生じることとなる。

本制度が企業不祥事を発端として導入が検討されてきたことを踏まえると、通報の対象としては、これらの規定に違反する事実を含めることが必要であると考えられた。

上記の企業不祥事において問題となった事例を見れば、当該違反行為が直接罰則の

対象とはならないものの、法律の規定に違反する場合又は規定に基づく基準を遵守しない場合に主務大臣が命令又は指示を行い、さらにその命令等に違反する場合には刑罰を科すという形により、最終的には刑罰でその実効性が担保されている。

これを踏まえ、通報対象事実としては、

① 犯罪行為

に加え、犯罪行為となり得る規制違反行為、すなわち、

② 規定違反に対し、行政処分が用意されており、かつ、当該行政処分に違反することが罪となる行為である場合における当該規定に違反する事実等（途中段階に他の命令等が介在する場合も含む。）

を含めることとされた。

なお、規制法違反行為の中でも、過料や公表といった刑罰以外の対象とされているものは、手続上の義務違反などの軽微な違反行為であるため、本制度の対象とはされなかったものである。

なお、

- ・法令は、それぞれの法目的の達成に必要な範囲内で各条項が置かれており、それらが一体となって法目的の達成のために機能していること
- ・通報の対象となる法令の規定の範囲については、明確であることと同時に通報者が理解しやすいものである必要があること

から、本制度では、通報対象を、対象法律の規定に違反する行為のうち、国民の利益の保護にかかわる規定に違反する行為に限定することはせず、対象法律中の犯罪行為及び本項第2号に規定する法令違反行為をすべて通報対象としている。

## イ 「犯罪行為の事実」

本項においては、対象法律に規定する罪の「犯罪行為」を本制度の公益通報の対象行為としている（本項第1号）。

これに該当する事実としては、

- ① 対象法律の規定に違反する事実で、直接刑罰の対象とされている事実
- ② 対象法律に規定する命令その他の行政処分に違反する事実で、直接刑罰の対象とされている事実

がある。

## ウ 「処分の理由とされている事実」

公益通報の対象行為については、前記イのとおり、対象法律に規定する罪の犯罪行為（本項第1号）を規定するほか、対象法律において行政処分違反が犯罪行為となる場合において、当該行政処分を行う理由とされている事実であって直接刑罰が科されないもの（本項第2号）を規定している。

具体的には、本項第2号は、「別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）」と規定している。

これは、前記イ①②の事実に加え、以下の事実をも対象とするものである。

すなわち、公益通報の対象として、

- ③ 対象法律に規定する行政処分に違反する事実
- ④ 対象法律に規定する勧告等に従わない事実
- ⑤ 当該法律の規定に違反する事実、当該規定に基づいて定められた基準に適合しない等の事実
- ⑥ 当該法律に規定する行政処分又は勧告等の要件となっている事実（例えば、「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」、「〇〇のために必要と認めるとき」等。）

であって、前記イ②の行政処分の理由となりうる事実を含む（本項第2号）。

さらに、

- ⑦ 上記③～⑥の事実で、上記③の行政処分の理由となる事実
- ⑧ 上記③～⑥の事実で、上記④の勧告等の理由となる事実

をも含む（本項第2号括弧書き）ものである（例えば、対象法律の規定違反に対し勧告 → 当該勧告違反に対し命令 → 当該命令違反に対し刑罰、というように多重の行政処分等が含まれている場合。）。

## ■罰則に関する記述（15頁、96～97頁）

### 【制定の経緯】

## 2. 他法令との関係

### （4）他の個別法における通報者保護規定との関係（15頁）

本制度は、

- ・国民の生命、身体、財産等の利益の保護に資するため、権限を有する行政機関への通報のみならず、労務提供先等やその他の外部通報先への通報も対象とし、
- ・労働法に関する民事ルールとして通報者保護を図る

ものであるのに対し、労働基準法、労働安全衛生法、鉱山保安法、原子炉等規制法など他の個別法における通報者保護規定（詳細については第6条の解説を参照。）は、

- ・個別法令それぞれの必要性から、行政機関への通報制度を設け、
- ・通報者に対する不利益取扱いを禁止し、通例これを罰則によって担保する

ものである。

そして、このような個別法における通報者保護規定が適用されるのは限られた場面においてのみであり、一般的に適用される通報者保護制度とはなっていない。

なお、これら労働基準法、労働安全衛生法、鉱山保安法、原子炉等規制法などは、本制度にいう「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令」に該当すると考えられ、本制度の対象法律とすることとしているが、本制度は、これらの法令に係る公益通報に共通する基本的事項を定めるものであって、他の個別法令のそれぞれの必要に応じた通報者保護規定の適用を排除するものではない。

この趣旨を明確にするため、本法の第6条第1項に、「通報対象事実に係る通報をしたことを理由として労働者又は派遣労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。」との規定が置かれている。

### ○参照条文

#### 【参考】労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（監督機関に対する申告）

第百四条 事業場に、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。

- ② 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。



第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、(中略) 又は第百四条第二項の規定に違反した者
- 二～四 (略)

【参考】労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（労働者の申告）

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

- 2 事業者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、(中略)、第九十七条第二項、(中略)の規定に違反した者
- 二～四 (略)

【参考】鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

（経済産業大臣等に対する申告）

第五十条 この法律若しくはこの法律に基づく経済産業省令に違反する事実が生じ、又は生ずるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由があるときは、鉱山労働者（第二条第二項及び第四項に規定する附属施設における労働者を含む。次項において同じ。）は、その事実を経済産業大臣、産業保安監督部長又は鉱務監督官に申告することができる。

- 2 鉱業権者は、前項の申告をしたことを理由として、鉱山労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

- 六 第二十七条第三項又は第五十条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者

七 (略)

【参考】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十二年法律第百六十六号）

（原子力規制委員会に対する申告）

第六十六条 原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。

- 2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十七（略）

二十八 第六十六条第二項の規定に違反した者

二十九～三十二（略）

### 【第3条（解雇の無効）】

#### 2. 本条の趣旨

##### （3）罰則を設けていない理由（96～97頁）

民事上の効力の否定のみならず、解雇を禁止した上で違反行為に対する罰則を設けることについては、

- ・ 罰則を設けるかどうかは、その規定によって行おうとする強制の程度等を勘案して決定すべきものと考えられるが、国民生活審議会消費者政策部会報告（平成15年5月28日）においては、「民事ルールを設定すべき」とされ、このルールを罰則により担保すべきとはされなかったこと
- ・ 既存法制において、例えば、原子炉等規制法の従業者による主務大臣への申告制度は、通報者に対する解雇等の不利益取扱いの禁止を罰則により担保しているが、このような罰則の必要性については、個別法令の実効性確保の観点から個別法令ごとに検討が行われるべきと考えられること

から、本制度においては行わないこととされたものである。

なお、英国の「公益開示法（Public Interest Disclosure Act 1998）」も罰則は設けていないところである。

○参照条文

【参考】核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

（昭和三十二年法律第六十号）

（原子力規制委員会に対する申告）

第六十六条 原子力事業者等（外国原子力船運航者を除く。以下この条において同じ。）がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、原子力事業者等の従業者は、その事実を原子力規制委員会に申告することができる。

2 原子力事業者等は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～二十七（略）

二十八 第六十六条第二項の規定に違反した者

二十九～三十二（略）

以 上